

生活介護事業所選定評価基準

1 この審査基準は、綾瀬市生活介護事業所の事業者選定に伴い、内部審査の基準とする。

2 審査基準

審査にあたっての基本的な視点を次のとおりとする。

- (1) 利用者の公平・平等な利用及びサービスの向上が図れるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、効率的な運営が図れるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 事業計画書・事業提案書等の内容が、施設の目的を理解した上で作成されており、具体的かつ創意工夫や積極性が見られること。
- (5) その他、審査にあたり必要な事項は、別に定める。